

2016 連合北海道男女雇用機会均等法集会 報告

2016年6月4日（土）、ホテルノースシティにおいて2016 連合北海道「男女雇用機会均等法集会」が開催され、12産別3地区から104名が参加しました。

集会では連合北海道女性委員会の山田悦子委員長が、「雇用者における女性の割合は4割に達しているが、保育や、仕事と家庭の両立の問題で働きたくても働けない女性もいる。女性も就業継続し活躍できるようにすることが重要である」と挨拶しました。



つづいて来賓の徳永エリ参議院議員から「政治に危機感のない人や無関心な人がイメージだけで安倍政権を評価するのは危険である。7月の参院選で自公政権が3分の2の議席を獲得したら安保や日米同盟が強化され、TPPや労働法制改悪で私たちの生活は破壊される。野党の議席を増やさなければならない」と、国政や選挙の情勢もまじえた挨拶がありました。

基調講演では「『労働法制に関する動向』～男女平等関連を中心に～」というテーマで、



連合総合男女平等局の富高裕子局長から話がありました。富高局長は「今年は男女雇用機会均等法施行から30年であり、女性参政権の実現から70年でもある」と前置きしたうえで、日本の女性労働の実態について、「女性の労働力率は30代で低くなるM字型カーブとなっている。M字の最も高い25～29歳は『正規職員』が多いが、再び上昇する年代では非正規雇用の方が多くなる。働く人が増えても雇用の質が変わっている」「日本は欧米に比べ管理職に占める女性の割合が非常に低い。その理由の調査結果によると、『管理職に必要な知識・経験を持つ女性がいらない』とか『在職年数を満たしていない』などの回答が多いが、その背景に、管理職研修などの受講率が女性は男性より低いという教育訓練の問題や、仕事と育児の両立が困難であるといった問題がある」と、様々なデータをもとに説明がありました。男女平等政策に関連する法制度に関して、「女性活躍推進法では女性の活躍についての状況把握と課題分析を行うとしている。男女の賃金の差異は、選択項目だが、男女格差の象徴なので必ず明らかにするよう組合の働きかけが重要」「改正育児・介護休業法が3月に改正され、子の看護休暇の半日単位の取得や介護休業の分割取得が可能になった。2017年1月の施行に向けて労働協約の改定に取り組むことが必要」など、法律の内容と組合の取り組みについても解説がありました。

休憩をはさみ、産別報告として情報労連全ベルコ労働組合からの報告を受けました。全ベルコ労組は2015年1月に結成された組合で、その前年の夏ごろから準備をすすめていたところ中心となっていた2名がベルコ本社から解雇され、現在裁判闘争をすすめています。ベルコ本社とそのもとではたらく代理店主の関係は表向き「業務委託契約」となっていますが、実質は本社の命令で異動させられるなど裁量権もほとんどありません。高橋功委員長は「葬儀は人の最期を見送る大事な仕事だと思っている。だからこそ、いい労働環境をつくってほしい」と訴えました。



最後に、連合北海道の齊藤勉副事務局長から、「小泉政権のときに非正規労働が増え格差が拡大した。安倍政権は同一労働同一賃金と言っているものの、一方で多様な働き方と称して非正規労働者を増やし、収入や社会保障制度などで格差社会を加速させている。ベルコは労働法から逃れるために代理店契約という偽装請負をしている」と講演や報告についてのまとめがあり、「女性議員を増やすことが重要である、北海道の女性候補の徳永さんを全力で応援しよう」と確認し合い、集会は終了しました。